

洪水時等の避難確保計画

| | | |
|--------|------|------|
| 施設の名称 | | |
| 施設の所在地 | | |
| 施設の用途 | | |
| 連絡先 | 担当者： | |
| | 電話： | FAX： |

1 目的

における洪水時等避難確保計画は、水防法の規定に基づき、（以下「施設」という。）における洪水等の被害から施設利用者（以下「利用者」という。）及び職員等の生命、身体及び財産を保護するため、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

この避難確保計画は、施設の勤務者及び利用者など、施設を利用する全ての者に適用する。

2 防災体制に関する事項

(1) 各班の任務と組織

施設の防災組織として、管理者を統括管理者とし、次の任務分担により組織活動を実施する。

| | | | |
|-------|-------|------------|--|
| 統括管理者 | 情報伝達班 | 役職・氏名 | 任務 |
| | | 班長： 班員： | 洪水予報 高齢者等避難、避難指示等の情報収集、関係者及び関係機関との調整、館内放送による利用者への周知 |
| | 避難誘導班 | 役職・氏名 | 任務 |
| | | 班長： 班員： | 避難誘導の実施 未避難者、要救助者の確認 避難器具の設定や操作 |

(2) 洪水時の防災体制

洪水時には、次の防災体制をとるものとする。

| | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
|------|---|--|----------------|
| 注意体制 | 洪水注意報（ 氾濫注意情報）発表 が氾濫注意水位到達 大雨洪水注意報発令 | 洪水注意報等の情報収集 統括管理者への報告 避難準備 | 情報伝達班 避難誘導班 |
| 警戒体制 | 高齢者等避難発令（吉野川市） 洪水警報（ 氾濫警戒情報）発表 避難判断水位超過 大雨洪水警報発令 | 気象情報等の収集 周辺住民への事前協力依頼 使用する資機材の準備 避難に時間を要する人の避難 開始（高齢者等避難発令時） | 全職員で対応 |
| 非常体制 | 避難指示等発令（吉野川市） 氾濫危険情報発表 氾濫危険水位超過 | 気象情報等の情報収集 関係機関等への連絡、通報 避難誘導 | 全職員で対応 |

(3) 情報収集及び伝達

情報の伝達については、情報伝達班が主として次の事項に定める伝達等を実施する。

- ① 情報については、統括管理者に連絡するとともに、施設の緊急連絡網などを活用し、施設関係者と情報共有を行う。
- ② 警戒体制の際、高齢者等避難が発出され避難を開始する際には、避難場所に本施設から避難する旨を連絡する。また、吉野川市防災対策課（0883-22-2235）へ連絡する。
- ③ 避難完了後、吉野川市防災対策課へ完了した旨を連絡する。

| 収集する情報 | 収集方法 |
|-------------|---|
| 気象情報 | テレビ、ラジオ、インターネット 徳島地方気象台ホームページ(http://www.jma-net.go.jp/tokushima/) |
| 洪水予報、水位到達情報 | インターネット(国土交通省:防災情報、徳島県:県土防災情報管理システム)、すだちくんメール |
| 高齢者等避難、避難指示 | テレビ、ラジオ、インターネット 緊急速報メール |

3 避難誘導に関する事項

(1) 避難誘導

- ・ 避難場所については、（ ）とする。
- ・ 避難場所への順路については、あらかじめ別途定めておくこととし、施設内に掲示し情報の共有を図る。
- ・ 避難場所への避難については原則徒歩とし、避難誘導に際しては拡声器を使用し誘導員を配備する。車による移動を行う場合は、吉野川市防災対策課と経路等について確認のうえ、実施する。
- ・ 上記避難場所への避難が困難な場合は、安全が確保できる場合に限り施設上階に避難を行う。

(2) 避難の確保を図るための設備等の配備

情報収集・伝達及び避難誘導に使用する設備等については、次のとおりとする。なお、これらの資機材については、日頃からその維持管理に努める。

| 活動の区分 | 使用する設備または資機材 |
|---------|---|
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯 |
| 避難誘導 | 名簿(職員、利用者)、タブレット、携帯電話、懐中電灯、拡声器、一時避難のための食料・水、防寒着、雨具、毛布 |

4 防災教育及び訓練

防災組織の班員に対しては、新規採用時や異動等の新任時において、防災にかかる研修を実施するとともに、年1回以上、防災組織を活用した避難訓練を実施する。